

指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握 に関するガイドラインについて

- ・生産活動シートの内容

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

生産活動シートの作成目的

＜現状と課題＞

- 就労継続支援A型：利用者の賃金を安定的に支払えるだけの生産活動を確保していない、利用者の知識・能力を向上させる支援や工夫等を行わない等により、生産活動収支が利用者に支払う賃金以下となり、自立支援給付費を利用者の賃金に充てるといった不適切な事例がある。
- 就労継続支援B型：工賃を生産活動収入から支払わず、自立支援給付費等から補填するなどの不適切な事例のほか、事業所数の増加や生産活動の多様化等により、指定権者が管轄事業所の実態や適切な運営ができるか等をどのような観点で確認すればよいかわかりづらいという課題がある。

＜目的＞

- 指定権者が、指定就労継続支援事業所における生産活動等の実態把握を効率的に行うことを支援する
- 指定就労継続支援事業所が、自事業所の運営方針や生産活動の改善方法等を検討する際に役立つツールの提供

生産活動シート
記入方法と確認点
(解説資料)

令和7年3月
株式会社インサイト



「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（1）事業所概要

＜チェックポイント＞

①定員に対する利用契約者数を確認する

- 定員に対する利用契約者数を確認するのは、**実際の稼働状況を確認**するため。
- ここで記入するのは「数字」のみで、
単位等は記入しないように指導する。
(後述の月額損益計算書換算で使用するため)

【定員に対して利用契約者数が多い場合】

- 1日平均利用者数を追加で確認する。
- 事業所の施設内と施設外で働いている人数を概ね把握する
→利用者がどこで、どのような作業をしているのかイメージする

1. 事業所概要

【A型】

法人名	一般社団法人AAA	
事業所番号	1234567890	
事業所名	A型事業所ABC	
事業所所在地	大阪府大阪市	
指定年月日	2020年4月	
利用定員	20	
令和〇年4月1日時点の登録者数	18	
基本報酬区分	三	
スコア点数	130点	
経営改善提出状況	前年度	<input type="checkbox"/> 提出あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出なし
	前々年度	<input type="checkbox"/> 提出あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出なし
	前々々年度	<input checked="" type="checkbox"/> 提出あり <input type="checkbox"/> 提出なし

1. 事業所概要

【B型】

法人名	一般社団法人AAA	
事業所番号	1234567890	
事業所名	A型事業所ABC	
事業所所在地	大阪府大阪市	
指定年月日	2020年4月	
利用定員	20	
令和〇年4月1日時点の登録者数	18	
基本報酬区分	三	
延べ利用者数	4800	
開所日数	240	
平均工賃月額	1万5000円以上2万円未満	
報酬体系（従業員配置）	従業員配置6：1以上	
目標工賃達成指導員の配置	配置あり	

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（2）生産活動内容

＜チェックポイント＞

- ①主な生産活動を把握する
- ②主な生産活動の一般的な単価を把握する
- ③生産活動による収入の根拠資料を提出させる

- ・活動内容が1つの場合、それが継続できなくなったときのリスクを考えると、**複数の活動がある状態が望ましい。**
- ・**作業内容に対して単価が著しく高くないか**を確認する。
※単価計算は、支援者人時売上（支援者が1人で1時間作業したとして得られる金額）を算出して比較
- ・**生産活動による収入の根拠**（請負契約書や請求書等、作業単価が記載されているもの）を収集して確認する。

2. 生産活動内容

【A型・B型共通】

	分類	施設外就労	活動内容	生産活動による収入
生産活動（1）	20.屋外清掃	○	公園清掃	9,000,000円
生産活動（2）	33.PC作業			9,000,000円
生産活動（3）	24.封入・仕分・発送			3,000,000円
生産活動（4）				0円
生産活動（5）				0円
その他の生産活動合計				0円
			合計	21,000,000円

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（3）生産活動収支の状況

<チェックポイント>

- ① 「2.生産活動内容」の収入合計と同額が記載されているかを確認する
- ② **生産活動による収入の根拠資料を提出させる**

- ・ 「2. 生産活動内容」の収支合計と同額が記載されているかどうかを確認する。
- ・ 生産活動による収入の根拠資料については、前項(2)③と同じ資料で可。

2. 生産活動収支の状況

【A型・B型共通】

項目	金額	結果
生産活動収入	21,000,000 円	2.生産活動内容の収入合計と一致しています (問題なし)

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（4）生産活動収支の内訳構成等

＜チェックポイント＞

- ①主要取引先を把握する
- ②関係会社・関連会社との関係に留意する
- ③生産活動の実態があるかを把握する

- 主要取引先を把握する。
- その際、事業所と主要取引先との関係が関係会社・関連会社等かを把握する。
- あわせて、生産活動の実態が伴っているかも、**日報（利用者・支援者）**や**請負契約等**で確認する。

4. 生産活動収支の内訳構成等

【A型・B型共通】

生産活動の売上高	売上構成比（%）	①取引先の法人名（企業名）	②貴事業所との関係	③取引先代表取締役名	④取引先全役員名
12,000,000 円	57.1%	(株) AAA	関連企業等である	○○ ○○	○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○
6,000,000 円	28.6%	(株) BBB	関連企業等である	○○ ○○	○○ ○○
3,000,000 円	14.3%	(株) CCC	関連企業等ではない	○○ ○○	○○ ○○、○○ ○○

- 事業所の売上高上位3位の売上高金額、取引先構成等について記入する。
- 「①取引先の法人名（企業名）」について、一般顧客に対する売上が該当する場合は、「一般顧客」と入力する。
※一般顧客：レストランや喫茶店、自主生産品を利用（購入）している個人の客を指す
- 取引先が一般顧客の場合は、「①取引先の法人名（企業名）：一般顧客、②貴事業所との関係：関連企業等ではない、③取引先代表取締役名：なし、④取引先全役員名：なし」と記載すること。

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（4）生産活動収支の内訳構成等 ※生産活動シートExcelファイルの「【参考】関連企業等の判断」シート

【参考】「生産活動内容と収支状況に関するシート」の記入上の留意点

「4. 生産活動収入の内訳構成等」表中の「②貴事業所との関係」について

下記の「子会社」「子会社等」「親会社」「親会社等」、「関連会社」又は「関係会社」等である場合、「関連企業等である」に該当すること。

○「子会社」「子会社等」「親会社」「親会社等」…会社法第2条第3号～第4号の2、会社法施行規則第3条及び第3条の2

対象：会社=株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
等 =会社以外の社団法人など

○「関連会社」…法務省令第十三号「会社計算規則」第2条第3項第21号及び同条第4項

○「関係会社」…法務省令第十三号「会社計算規則」第2条第3項第25号

単語	定義	根拠法	解釈
子会社	会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社 その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。	会社法第2条第3号、会社法施行規則第3条第1項及び第3項	・株主総会議決権数の過半数(50%超)を保有している会社 ・上記に該当しない場合、「実質支配力基準」を採用 →「取締役会の構成員の過半数を占める」等、経営に実質的に影響を与える要素も加味
子会社等	次のいずれかに該当する者をいう。 <input checked="" type="checkbox"/> 子会社 <input type="checkbox"/> 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの	会社法第2条第4号、会社法施行規則第3条の2第1項及び第3項	他法人格にも適用
関連会社	会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く。)をいう。	会社計算規則第2条第3項第21号及び同条第4項	・他社が株主総会議決権の20%以上を有する会社(子会社を除く) ・20%未満でも「影響力基準」が採用され、役員登用、重要な販売・仕入を伴う場合は関連会社に
関係会社	当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。	会社計算規則第2条第3項第25号	親会社、子会社、関連会社をひとまとめにした広い概念(包括的な概念)で、企業グループ全体の関係性を示す

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（4）生産活動収支の内訳構成等 ※生産活動シートExcelファイルの「【参考】関連企業等の判断」シート

(参考) 実質支配力基準、影響力基準		
子会社判定のための「実質支配力基準」、関連会社判定のための「影響力基準」は、それぞれ下記①-1～①-5、②-1～②-5を勘案して判断		
他の企業との関係	一定の条件	
子会社判定のための 「実質支配力基準」 【根拠法】 会社法施行規則第3条第3項	①-1 緊密者、同意者の議決権	緊密者や同意者を含めて会社が当該法人の議決権の過半数を有する場合 議決権が過半数以下の場合、下記①-2～①-5について「実質支配力基準」を判断
	①-2 役員、使用人関係	会社の役員、業務を執行する社員、使用人等が当該法人の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占める場合
	①-3 契約関係	当該法人の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在する場合
	①-4 資金関係	当該法人の重要な融資の大部分を会社が行っていることにより、財務及び事業の方針の決定を支配している場合
	①-5 その他事実関係	その他当該法人の財務及び事業の方針の決定を支配するための重要な事実が存在する場合
関連会社判定のための 「影響力基準」 【根拠法】 会社計算規則第2条第4項	②-1 緊密者、同意者の議決権	会社が当該法人の議決権の20%を有する場合(有される場合も含む) 議決権が15%以上20%以下の場合、下記②-2～②-5について「影響力基準」を判断
	②-2 役員、使用人関係	会社の役員、業務を執行する社員、使用人等が他の法人の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任している場合
	②-3 契約関係	当該法人との重要な事業上の取引や共同支配が存在する場合
	②-4 資金関係	会社が当該法人に対して重要な融資を行っている場合(融資を受けている場合も含む)
	②-5 その他事実関係	重要な技術提供や、その他財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる事が推測される事実が存在する場合

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（5）生産活動等の支出内訳

<チェックポイント>

- ①生産活動にかかる支出がゼロになっていないかを確認する
- ②「生産活動収支」を把握する
- ③利用者に支払った賃金・工賃総額（A型）、工賃総額（B型）を把握する
- ④余剰金（生産活動収入 - （経費 + 賃金・工賃総額））がプラスになっていることを確認する

項目	金額	備考
生産活動に要した経費	3,000,000 円	*自動計算（入力不要）
（経費の主な内訳）		
材料費（原材料費）	0 円	生産活動に関する当該会計年度の材料の受入高
消耗品費（資材費）	0 円	生産活動に直接必要な消耗品で、固定資産の購入に該当しないものの消費額
燃料費	0 円	生産活動に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費
通信運搬費	0 円	生産活動に係る商品の運搬費用、販売店舗の電話代・携帯代、販売先への文書通信費等
水道光熱費	0 円	生産活動に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料
賃貸料	3,000,000 円	生産活動に直接必要な機械器具等の賃料
減価償却費（地代家賃リース料等）	0 円	商品・製品保管専用の倉庫に係る減価償却費等、専ら生産活動に要する費用
上記以外の経費	0 円	*利用者に支払った賃金はここに含めないこと
生産活動収入から経費を除いた額（生産活動収支）	18,000,000	*自動計算（入力不要）
利用者に支払った賃金総額（雇用型利用者の賃金）	19,440,000 円	*体制届で報告した金額を記入 *体制届に金額記載がない場合、その他根拠書類から転記
利用者に支払った工賃総額（非雇用型利用者の工賃）	0 円	
余剰金：生産活動収入 - （経費 + 賃金総額）	▲ 1,440,000 円	*自動計算（入力不要）
a. 工賃変動積立金 積み増し金額	0 円	
b. 設備等整備積立金 積み増し金額	0 円	*余剰金がある場合、a,bに内訳を記入する

生産活動にかかる支出がゼロの場合は、本当に全て福祉会計（福祉事業としての支出）なのかを確認

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

（6）余剰金が▲（マイナス）の場合

<チェックポイント>

①余剰金が▲（マイナス）の場合、訓練等給付を原資としていないかを確認する

- 余剰金が▲（マイナス）の場合は、生産活動収入以外からの資金を賃金・工賃に充てている可能性があるため、詳細を確認する。

【A型・B型共通】

6. 余剰金が▲（マイナス）の場合、下記に理由を記載してください。

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

記入例とチェックポイント

(7) 訓練等給付費総額 (8) 雇用関係の助成金等 (A型のみ)

(7) 訓練等給付費総額

訓練等給付費総額は目安で計測するものである。余剰金が▲(マイナス)の場合は、賃金・工賃に充てている可能性があるため、詳細を確認する。

【7. 訓練等給付費総額】(A・B 型共通)

7. 訓練等給付費総額

0 円

(8) 雇用関係の助成金等(A 型のみ)

同様に、A 型の場合は、労働に関連する助成金等の収入があるため、この資金の用途を確認する。

【8. 雇用関係の助成金等】(A 型のみ)

8. 雇用関係の助成金等

特定求職者雇用開発助成金	0 円
雇用調整助成金	0 円
合計	0 円

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

【参考】月次損益計算書換算表による点検

【月次損益計算書換算】

<A型>

【参考】月次損益計算書換算

(ア) 収入	1,750,000
(イ) 支出	250,000
(ウ) 収支	1,500,000
(エ) 賃金・工賃	1,620,000
(オ) 賃金・工賃カバー率	92.6%
(カ) 余剰金	-120,000
(カ)'利用者1人当たり余剰金	-6,667

<B型>

【参考】月次損益計算書換算

(ア) 収入	625,000
(イ) 支出	375,000
(ウ) 収支	250,000
(エ) 賃金・工賃	450,000
(オ) 賃金・工賃カバー率	55.6%
(カ) 余剰金	-200,000
(カ)'利用者1人当たり余剰金	-11,111

- 今までに取り扱ってきた(1)～(8)は、1年間の数字である。より具体的なイメージが持てるように、1か月間の状況を把握できるように、このシートでは、自動で月次損益計算書の様式に換算できる。

項目	概要
(ア)収入	1月当たりの生産活動収入
(イ)支出	1月当たりの生産活動支出
(ウ)収支	(ウ)収支=(ア)収入-(イ)支出
(エ)賃金・工賃	1月当たりの賃金・工賃総額
(オ)賃金・工賃カバー率	(オ)カバー率=(ウ)収支÷(エ)賃金・工賃
(カ)余剰金	(カ)余剰金=(ウ)収支-(エ)賃金・工賃
(カ)'利用者1人当たり余剰金	(カ)'1人当たり余剰金=(カ)余剰金÷利用契約者数

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

【参考】月次損益計算書換算表による点検

➤ (ウ)収支…(ア)収入-(イ)支出

これが**賃金・工賃の支払原資**となるので、A型であれば最低賃金×人数分以上、B型であれば平均工賃×人数分以上を確保できていなければならぬ。

※目安水準

定員を20人とすると、

- ✓ A型:時給1,000円として $1,000\text{円} \times 4\text{h} \times 22\text{営業日} \times 20\text{人} = 1,760\text{千円}$
- ✓ B型:平均工賃20,000円として $20,000\text{円} \times 20\text{人} = 400\text{千円}$

程度は必要となる。

➤ (カ)'利用者1人当たり余剰金…(カ)余剰金÷利用契約者数

この金額がマイナスになる場合は、指定基準第192条、第201条、第202条、第205条の基準を遵守していない可能性が考えられる。特に、B型の場合は、この(カ)'利用者1人当たり余剰金額が当該事業所の平均工賃月額を跨ぐ程ある(5千円or10千円)場合は、自立支援給付費を増額している可能性が考えられる。

※目安水準

- ✓ A型:時給1,000円として $1,000\text{円} \times 4\text{h} \times 22\text{営業日} \approx 80\sim90\text{千円程度}$ だとして、その割合
- ✓ B型:
 - △10,000円以上 …基準を大幅に遵守していない可能性がある
 - △5,000円以上 …基準を遵守していない可能性がある
 - △(マイナス) ……基準を遵守しているか疑わしい可能性がある

(参考)【就労継続支援B型報酬単価】(定員20人以下)

平均工賃月額	単位
45千円以上	837
35千円以上45千円未満	805
30千円以上35千円未満	758
25千円以上30千円未満	738
20千円以上25千円未満	726
15千円以上20千円未満	703
10千円以上15千円未満	673
10千円未満	590

「生産活動シート 記入方法と確認点（解説資料）」（抜粋）

（9）結果の見方・考え方

- 生産活動シートのコンセプト：
「事業所運営に問題等がある可能性を検知すること」「誰でも簡便に使えること」
→ 確認対象を問題の有無の検知することに絞っている
(生産活動内容や会計状況の詳細状況までは含まれていない)
- 生産活動シートのみをもって判断することができないよう留意いただき、必要に応じて、根拠書類や聞き取り、実地等による確認によってより詳細な情報を確認いただきたい。

＜参考事例＞

生産活動を伴わずに、不当な生産活動収入を得ているケース

- 例えば、親会社・親会社等・関係会社・関連会社等に資金を入れ、その後生産活動は伴っていないのに、生産活動収入として計上させている、または通常の作業単価とはかけ離れた高単価での取引となっている場合。
- これは、架空取引^{※1}、ないしは循環取引^{※2}と見なされ、不正会計に該当する可能性が考えられる。
- なお、これらを確認するためには、生産活動シート以外にも、作業単価の妥当性を類似サービスと比較したり、日報(利用者・支援者)確認、ヒアリング等を通じて、生産活動の実態を確認したりすることも必要である。

※1：架空取引

取引の実態がないにも関わらず、取引を行ったように見せかける会計上の処理。

※2：循環取引

複数の企業が共謀して商品や役務の提供を繰り返すことで取引が存在するかのように仮装し、売上や利益を水増しする行為。